

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子
ニラドリ・ナグ (EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2014 年 10 月号

1. 2014-15年度における所得税申告の重点調査対象の改定ガイドライン
2. 設備供給と組立/据付及び関連サービスが単一の複合工事契約とみなされる場合のサービス税の取扱いに関する租税高等裁判所での判決
3. 改定特別インセンティブパッケージスキーム (M-SIPS) のアップデート
4. 最近の社会保障制度の主な変更点



EY

Building a better
working world

モディ首相は総選挙で圧勝後、8月15日に行った演説で、「メイク・イン・インディア」を呼びかけました。その後、精力的に日本、中国、米国、台湾と経済外交を続け、外資導入による製造業振興政策を改めて鮮明にしています。OECDによる通年の経済成長率予想値も5.7%と上方修正となり、2年ぶりに5%台になる見込みです。再びインドに熱視線が集まる中、依然として税務環境は混沌としています。本JBSフラッシュニュースは、税務環境を巡るいくつかのトピックを中心に取り上げます。

1. 2014-15年度における所得税申告の重点調査対象のガイドラインの改訂

2014年9月2日の直接税中央委員会(CBDT)による通達(No.6/014)において、2014-15年度における調査で、必須で調査対象とすべき所得税申告・案件の選定手続きと基準が改訂されました。とりわけ、下記の基準が規定されました。

- ▶ これまでの賦課年度において、法律や事実上の十分なかつ繰り返される問題で、所得税当局により、納税者の申告額に100万ルピー超の増額調整が行われた案件で、上告決定または上告予定のもの
- ▶ これまでの賦課年度において、法律や事実上の十分なかつ繰り返される問題で、1億ルピー以上の移転価格の増額調整が行われた案件で、上告決定または上告予定のもの
- ▶ 再調査の通知により提出された所得税申告

2. 設備供給と組立/据付及び関連サービスが単一の複合工事契約とみなされる場合のサービス税の取扱いに関する租税高等裁判所での判決

ムンバイ租税高等裁判所におけるGupta Energy社のNagpur関税物品税長官に対する訴訟における最近の判決について取り上げます。

この訴訟では、インドでの発電所建設のターンキープロジェクトは、2つの契約に分かれていました。それぞれ中国企業のインドへの機器の供給契約とインドのサービス代理人がインドで提供する組立/据付および代理業務サービス契約です。租税高等裁判所でのこの訴訟での争点は、中国企業への支払いに対してサービス税をリバースチャージメカニズムで納付すべきかという点です。

租税高等裁判所は、双方の契約は合わせて読まれるべきであり、双方の当事者の意図を読み取らなければならないと判示しました。租税高等裁判所は、2つの契約は単一の複合工事契約とみなし、サービス税の対象とすべきと判示しました。

さらに、租税高等裁判所は、複合工事契約におけるサービス税の課税標準算定については、任意で、納税者に強制することはできないと判示しました。

3. 改定特別インセンティブパッケージスキーム(M-SIPS)のアップデート

電子情報技術局は、2012年に公表され2015年7月で期限を迎えるM-SIPSの改定について、広く産業界から意見を収集しています。産業界からの意見収集後、改定された政策を各省間の諮問に付し、閣議決定される予定です。

以下は、電子工業協会及びその他入手可能な公表情報に基づく改定M-SIPSドラフトの抜粋です。

- ▶ M-SIPS政策の3年間の延長(2018年まで)
- ▶ M-SIPSの対象範囲を耐久消費財まで拡大(エアコン、冷蔵庫等)。インセンティブの可能性について、大手電機メーカー等が関係部署に接触を開始
- ▶ 拡大されるM-SIPSの対象範囲には、スマートカード、核燃料電池、資本的設備等も含まれるようになる

- ▶ インセンティブは、電子情報技術局が申請を承認した日以降に行われた投資に対してではなく、申請書を受理日以降に行われた投資から有効となる。従って、申請日から起算して10年間、申請者はインセンティブを請求する資格を有する
- ▶ 投資額の様々な基準値を合理化。例えば、10億ルピー以上→1億ルピー以上
- ▶ M-SIPS申請の過程での遅れを減らすため、手続を簡素化

4. 最近の社会保障制度の主な変更点

以下は社会保障制度の主要な変更点のうち、外国籍の労働者に関するものの要約です。2014年9月1日に施行されております。

(a) 2014年9月1日現在、インド社会保障制度に加入している外国籍の労働者については、預託保険(EDLI)への管理費用が月次1万5千ルピーで計算されるようになったことを除き、変更はありません。

(b) 月次給与が1万5千ルピー超の2014年9月1日以降に加入した外国籍の労働者については、退職年金(EPS)に拠出することはできなくなります。雇用者負担および従業員負担総額(月次給与の24%)が積立基金(EPF)に配分されることとなります。また、預託保険(EDLI)への管理費用は月次1万5千ルピーで計算されることとなります。

2014年8月31日以前に加入していた外国籍の労働者

	2014年8月末までの月次拠出額		2014年9月以降の月次拠出額	
	雇用者負担	被雇用者負担	雇用者負担	被雇用者負担
EPF	月次給与の3.67%	月次給与の12%	月次給与の3.67%	月次給与の12%
EPS	月次給与の8.33%	NA	月次給与の8.33%	NA
EDLI	Rs.6,500の0.5%	NA	Rs.15,000の0.5%	NA
EPF管理費用	月次給与の1.1%	NA	月次給与の1.1%	NA
EDLI管理費用	Rs.6,500の0.01%	NA	Rs.15,000の0.01%	NA

2014年9月1日以降に加入した外国籍の労働者

	月次拠出金	
	雇用者負担	被雇用者負担
EPF	月次給与の12%	月次給与の12%
EPS	NA	NA
EDLI	Rs.15,000の0.5%	NA
EPF管理費用	月次給与の1.1%	NA
EDLI管理費用	Rs.15,000の0.01%	NA

コメント

今年も税務調査が活発に行われています。専門家にご相談されることをお勧めします。

また、約2年前に締結された日印社会保障協定の発効へ向け、日印間で実務者協議が数回にわたり行われています。全ての様式や申請手続がまとまれば、施行の準備が整った旨の外交上の公文交換という手続に移行し、公文交換日の翌月初日から3ヵ月後に発効という段取りとなります。年内合意すれば、来年春までの発効も可能ですが、日本がこれまで締結した社会保障協定の中には、5年以上経過した今も発効されていないものもあり、いつ発効になるかは引き続き注視する必要があります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。